

令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第151号	上越市地域自治区の設置に関する条例の一部改正について	自治・地域振興課	1～2
議案第234号	上越市くびきの森公園条例の廃止について	自治・地域振興課	3
議案第237号	財産の処分について	自治・地域振興課	4～6
議案第134号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第4号)	自治・地域振興課	7～10

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第151号
提 出 課	自治・地域振興課

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人口を基礎とする全市統一の基準に基づき、有田区及び柿崎区の地域協議会委員の定数を変更するほか、上中田北部土地区画整理事業の換地処分による字の変更に伴い、金谷区の区域を変更するもの

2 改正内容

- (1) 金谷区の区域に「上中田」を加える。(第2条関係)
- (2) 次に掲げる地域協議会の委員の定数を次のとおり改定する。(第5条関係)

地域協議会	現 行	改定後
有田区地域協議会	16人	18人
柿崎区地域協議会	16人	14人

- (3) 地域協議会委員の公募その他選任に必要な準備行為は、(2)の改正の施行前においても行うことができるものとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

次に掲げる改正に応じ、次に定める日

- (1) 2(3)の改正 公布の日
- (2) 2(1)の改正 上中田北部土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日
- (3) 2(2)の改正 令和2年4月29日

4 上越市地域自治区の設置に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																
<p>(地域自治区の設置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大字上門前、大字小滝、大字下馬場、(略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田、<u>上中田</u>、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)、寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域</td> <td>金谷区</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域協議会委員)</p> <p>第5条 略</p>	区 域	名 称	(略)		大字上門前、大字小滝、大字下馬場、(略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田、 <u>上中田</u> 、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)、寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区	(略)		<p>(地域自治区の設置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大字上門前、大字小滝、大字下馬場、(略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田、<u>_____</u>、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)、寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域</td> <td>金谷区</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域協議会委員)</p> <p>第5条 略</p>	区 域	名 称	(略)		大字上門前、大字小滝、大字下馬場、(略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田、 <u>_____</u> 、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)、寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区	(略)	
区 域	名 称																
(略)																	
大字上門前、大字小滝、大字下馬場、(略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田、 <u>上中田</u> 、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)、寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区																
(略)																	
区 域	名 称																
(略)																	
大字上門前、大字小滝、大字下馬場、(略)、大字地頭方、大字青木、大字上中田、 <u>_____</u> 、中通町、大字向橋、大字中田原、(略)、寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区																
(略)																	

改 正 案		改 正 前	
2 略		2 略	
地域協議会	委員の定数	地域協議会	委員の定数
(略)		(略)	
有田区地域協議会	18人	有田区地域協議会	16人
(略)		(略)	
柿崎区地域協議会	14人	柿崎区地域協議会	16人
(略)		(略)	
3～6 略		3～6 略	

5 参考

(1) 地域協議会委員の定数に係る基準

人 口	委員定数
2,000 人未満	12人
2,000 人以上 5,000 人未満	
5,000 人以上 10,000 人未満	14人
10,000 人以上 15,000 人未満	16人
15,000 人以上 20,000 人未満	18人
20,000 人以上	20人

- 人口とは、住民基本台帳に基づく人口（外国人を除く。以下同じ。）をいう。
- 地域協議会委員の改選時における定数の見直しは、改選の年の前年9月30日現在の人口を基に行うものとする。

(2) 現行と施行日以降において委員定数に変更となる地域協議会

地域協議会	現行の定数	改定後の定数	現行との差
津有区地域協議会※	14人	12人	△2人
有田区地域協議会	16人	18人	2人
柿崎区地域協議会	16人	14人	△2人
大潟区地域協議会※	16人	14人	△2人
頸城区地域協議会※	16人	14人	△2人
吉川区地域協議会※	14人	12人	△2人

- ※印を付した地域協議会における現行の定数は、上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年上越市条例第134号）附則第3項の定めにより、基準に基づく委員定数を2人増とする経過措置を適用しているもの。
- 施行日における委員定数の合計は、382人となり、現行の390人から8人の減となる。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第234号
提出課	自治・地域振興課

上越市くびきの森公園条例の廃止について

1 廃止理由

くびきの森公園の整備に当たり信越化学工業株式会社との間で締結した協定事項を履行し、当該公園を同社へ譲渡するため、供用を廃止するもの

2 施行期日

令和2年1月1日

(参考) 履行の根拠とする信越化学工業株式会社と当市との間で締結した協定事項

「仮称くびきの森自然公園の造成及び管理運営に関する協定書」(抜粋)

(所有権移転)

第5条 事業実施区域内の甲所有の土地については、甲乙間において所有権移転契約を締結し、乙に所有権を移転する。

2 所有権移転の時期については、次のとおりとする。

① 前項でいう甲所有土地のうち前歴が民有地の土地については、平成19年度を目途とする公園供用開始までに甲乙協議のうえ、決定する。

② 前項でいう甲所有土地のうち前歴が保倉川廃川敷地については、前号の公園供用開始より7年経過後甲乙協議のうえ、決定する。

3及び4 略

※ 本協定は、旧頸城村を甲、同社を乙とし、平成16年12月27日に締結したもの

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第237号
提出課	自治・地域振興課

財産の処分について

1 処分土地

- (1) 所在地 上越市頸城区北福崎 703 番 7 外 288 筆
- (2) 区分 原野、山林、雑種地、畑
- (3) 面積 239,036.25 m²

2 売払価格

469,333,617 円

3 売払方法

随意契約

4 相手方

東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 1 号
 信越化学工業株式会社
 代表取締役社長 齊藤 恭彦

5 処分する理由

- (1) 旧頸城村と信越化学工業株式会社との間で、公園整備事業の実施初期から協定により土地の所有権を移転することのほか、平成 16 年には、前歴が保倉川の廃川敷地に関して、所有権移転の時期を公園の供用開始より 7 年経過後に双方協議の上、決定し、同社に所有権を移転することを定めていること。
- (2) 所有権の移転に際し、公園利用の実態を改めて把握したところ、利用がほとんどなく、公の施設として供用を続ける必要性が無く、廃止に当たり支障が無いこと。

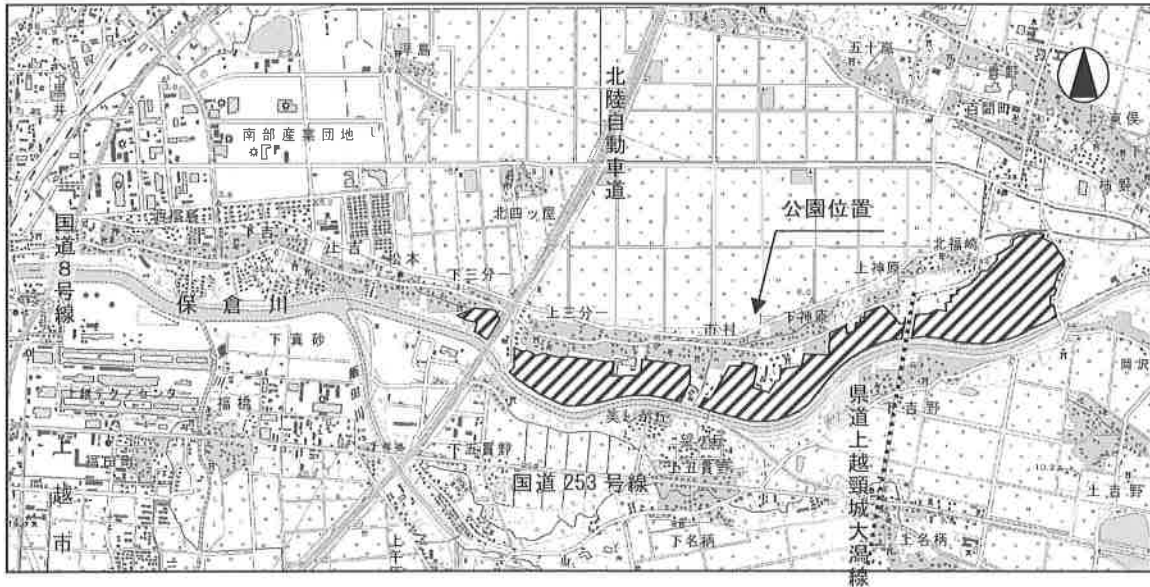
6 相手先との主な契約内容等

- (1) 売買代金については、公園用地の取得に要する費用を全額同社が負担していることから、協定に基づき、これまでに納付された納付金を充当する。
- (2) 県道上越頸城大潟線より東側の区域であって、現在、公園の用途に供している区域については、令和 6 年 3 月 31 日まで引き続き同社が運営する公園として利用に供する。

7 所有権移転予定日

令和 2 年 1 月 1 日

【位置図】



(参考1) 公園整備に当たり、旧頸城村と信越化学工業株式会社との間で締結した主要な協定事項

1 旧頸城村と同社の関わりや財源負担、事業完成後の処分を整理した協定事項 「仮称くびきの森自然公園造成事業に関する協定書」(抜粋)

(目的)

第1条 本協定は、頸城村が第三次総合計画に基づき、自然を尊重した緑の保全と環境の整備を目的とした自然公園を造成するにあたり、健全な事業展開と円滑な実施を図るため、甲乙の協力関係を定めるものとする。

(事業の実施)

第3条 この事業は、甲が事業主体となって実施するものとする。

2 乙は、乙の所有地、乙が借地している土地、乙が現在占有を受けて使用している国有地を含めて公園用地として、この事業実施の趣旨を理解し、かつ、事業の公共性にかんがみ全面的に甲に協力し、事業の推進に努めるものとする。

(用地取得費及び荒造成費)

第4条 用地費等については、甲乙協議するものとする。

2 甲は、事業に要する土地(乙の所有する土地を除く)を頸北土地開発公社による代行買収で一括購入・荒造成し、当該年度以降頸北土地開発公社からの買い戻しの財源として乙からの納付金を充てるものとする。

(事業完成後の処分)

第8条 この事業が完成したときは甲乙間において売買契約を締結し、乙に所有権を移転するものとする。

※本協定は、旧頸城村を甲、同社を乙とし、平成9年3月6日に締結したもの

2 土地の売買代金をこれまで同社が納付した納付金をもって充当する根拠とする協定事項

「仮称くびきの森自然公園の造成及び管理運営に関する協定書」(抜粋)

(所有権移転)

第5条 略

2 略

3 所有権移転の対価は、甲がこの事業に要した用地取得費、立木買取費、測量費等の合計額とする。

4 乙は、各所有権移転契約締結後直ちに、乙が前項の費用に係る納付金として甲に納付済みの納付金から、前項の対価に等価をもって充当するものとし、差額が生じたときは、甲乙間にて精算するものとする。

※ 本協定は、旧頸城村を甲、同社を乙とし、平成16年12月27日に締結したもの

(参考2) 公園施設(工作物等)の信越化学工業株式会社への譲渡について

1 主な譲渡施設

トイレ、野鳥観察施設、駐車場、フェンス、擬木柵 ほか

2 主な条件等

(1) 譲渡価格

9,191,703円(歳入補正予算の計上額)

(2) 譲渡価格の算定方法

公園の整備に要する費用の2分の1を市が負担していることから、譲渡対象とする工作物等の残存価額中における市費負担分相当額

(3) 主な契約内容等

- ・県道上越頸城大湊線より東側の区域であって、公園の用途に供している区域内にある工作物等については、令和6年3月31日まで引き続き同社が運営する公園の施設として用途に供する。
- ・工作物等を解体又は撤去する場合は、同社の責任と負担により行う。

(4) 契約予定日

土地売買の仮契約書が本契約としての効力を有した日以降に、速やかに契約を締結する。

(5) 譲渡予定日

令和2年1月1日

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	自治・地域振興課

歳出科目 (P20～P21)	2款1項1目	一般管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
区総合事務所管理費	51,920	2,425	54,345

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,425	委託料	2,358
		備品購入費	67

【補正理由】

令和2年度当初から総合事務所における時間外受付の体制を見直すことに伴い、機械警備の導入に要する経費を増額するもの

【補正内容】

安塚区、牧区及び名立区の各総合事務所に係る経費

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	40,523	2,358	42,881
施設管理委託料	40,523	2,358	42,881
備品購入費	20	67	87
庁用備品購入費	20	67	87

<内訳>

	安塚区	牧区	名立区	合計
機械警備導入	884	352	1,122	2,358
郵便受け設置	17	—	50	67
合計	901	352	1,172	2,425

【時間外受付の見直し方針】

(1) 時間外受付を開設する総合事務所

- ・ 時間外受付（平日17時15分から翌日8時30分まで、及び土日・祝日（12月29日から翌年1月3日までを含む）の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とする。

※ 10区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しない。

(2) 時間外における戸籍届等の手続き

- ・ 戸籍届等については、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の居住の区にかかわらず、これまでどおり行う。

(3) 時間外における総合事務所宛での電話

- ・ 時間外受付を開設しない総合事務所宛での電話は、時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎の時間外受付に自動転送し、転送先の当直が対応する。

<電話転送先>

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

(4) 時間外における防災行政無線の放送

- ・ 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応する。
- ・ 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して対応する。

※ 消防団員には、上越消防本部が発信する火災情報の電子メールで出動命令を通知している。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認することが可能。

(参考)「安全メール」でお知らせしている内容

防犯情報（不審者情報・事件情報）
防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）
火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問
交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）
その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）

(5) 時間外における施設の防犯対策

- ・ 職員等が不在となる閉館（閉庁）後は、警備会社による機械警備を行う。

【地域への説明状況】

- ・ 本年 5 月から 9 月までの間に、町内会長や地区懇談会等で地域住民に見直しの案について説明を行った。

- ・ 町内会長からの意見聴取 5/24～7/10 の間に実施
- ・ 地区懇談会等による地域住民からの意見聴取 6/11～9/27 の間に実施（延べ 45 回）
- ・ 地域協議会委員への報告 6/19～7/25 の間に実施

- ・ 現在、10 月から 12 月までの間に、これまでいただいた意見の内容を踏まえ、改めて市の方針案を町内会長及び地域協議会に説明中。

※11 月 20 日（水）現在、町内会長には、安塚区、大島区、牧区、頸城区、中郷区、板倉区、三和区及び名立区の 8 区に説明を実施。地域協議会には、牧区、柿崎区、吉川区及び板倉区の 4 区に説明を実施。

歳出科目 (P20～P21)	2 款 1 項 28 目	地域振興費
----------------	--------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
コミュニティプラザ管理運営費	240,656	7,777	248,433

主な補正財源		主な経費	
一般財源	7,777	需用費	188
		委託料	7,472
		備品購入費	117

【補正理由】

令和 2 年度当初から総合事務所における時間外受付の体制を見直すことに伴い、機械警備の導入に要する経費を増額するもの

【補正内容】

大島区、大湊区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区及び三和区の各コミュニティプラザに係る経費

区分	補正前	補正額	補正後
需用費	62,323	188	62,511
営繕修繕料	5,635	188	5,823
委託料	165,071	7,472	172,543
施設管理委託料	165,071	7,472	172,543
備品購入費	0	117	117
庁用備品購入費	0	117	117

<内訳>

	大島区	大湊区	頸城区	吉川区
玄関ドア修繕	—	—	—	—
機械警備導入	886	1,064	1,925	744
郵便受け設置	15	17	17	17
合計	901	1,081	1,942	761

	中郷区	清里区	三和区	合計
玄関ドア修繕	—	—	188	188
機械警備導入	1,507	627	719	7,472
郵便受け設置	17	17	17	117
合計	1,524	644	924	7,777

【時間外受付の見直しに伴うコミュニティプラザの利用について】

- ・コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で利用が可能であり、利用受付等を担う管理人を 1 人配置する。

歳出科目 (P20～P21)	2款1項28目	地域振興費
----------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
コミュニティプラザ整備事業	43,284	620	43,904

主な補正財源		主な経費	
一般財源	620	工事請負費	620

【補正理由】

令和2年度当初から総合事務所における時間外受付の体制を見直すことに伴い、機械警備の導入に要する経費を増額するもの

【補正内容】

機械警備の導入に関連して必要となる工事に係る経費

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	41,623	620	42,243
多目的トイレ呼び出し表示器移設工事等	0	620	620

<内訳>

	大湊区	清里区	合計
多目的トイレ呼び出し表示器移設工事	219	—	219
移動式フェンス等設置工事	—	197	197
電話機設置工事	—	154	154
アナログ回線電話単独設置工事	—	50	50
合計	219	401	620